

名古屋都市計画地区計画の変更（弥富市決定）

都市計画前ヶ平地区計画を次のように決定する。

名 称		前ヶ平地区計画
位 置		弥富市前ヶ平二丁目地内
面 積		約 1.3ha
地区計画の目標		本地区は、東名阪自動車道弥富インターチェンジから約 1.6 km、近畿日本鉄道名古屋線の佐古木駅から約 1.2 kmの市の北東部に位置している、愛知県農業総合試験場特産野菜研究室の跡地である。 本地区において、役割を終えた公共施設を専修学校又は各種学校として、有効活用すること、及び地区施設として公共空地を配置することで周辺環境に配慮し、良好な都市環境の形成を図ることを目標とする。
区域の整備開発又は保全の方針	土地利用の方針	地区計画を策定し、建築物の誘導・規制及び合理的な土地利用のもとに、既存施設の利活用を推進しつつ、周辺環境に配慮した土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	既存の公共空地（水路用地）は、機能が損なわれないよう維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の混在化を防止するため、「建築物等の用途の制限」を定める。また、建築物等について周辺環境と快適な都市形成の調和を図るため、「建築物の容積率の最高限度」、「壁面の位置の制限」「建築物等の高さの最高限度」を定める。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		公 共 空 地	名 称	面 積	配 置
				公共空地 1 号	約 0.1ha	計画図表示のとおり
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 専修学校又は各種学校 2 前号の建築物に附属するもの			
		建築物の容積率の最高 限度	150%			
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は 1.0m、道路境界線までの後退距離は 1.5m 以上でなければならない。			
		建築物の高さの最高限度	20m			

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

上位計画における本地区の位置づけや既存施設の利活用を踏まえた計画的なまちづくりの推進のため、地区計画を定めるものである。